

「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見
(案) (080311版) の修正案へ寄せられた各委員の修正文整理表

凡例	
	原文削除・訂正箇所
	原文修正・追加箇所

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)の修正案		
<p>[意見提示の趣旨]</p> <p>淀川水系流域委員会(以下「委員会」と呼ぶ。)は、平成19年8月28日に近畿地方整備局(以下「整備局」と呼ぶ。)から提示された「淀川水系河川整備計画原案」(以下「原案」と呼ぶ。)について、意見を述べることを求められた。委員会は、21回(第57回～第77回)の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。</p> <p>しかし、「原案」は、これまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっていない。</p> <p>また、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員全員が十分に納得できるものであったとは言えない。</p> <p>このようなことから、これまでの委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点までに委員会で審議検討してきた課題について、意見を提示することとした。</p> <p>なお、現時点で十分な審議検討が行われていない課題については、できるだけ早期に意見を提示することとする。</p>	<p>追加</p> <p>第2段落「…必ずしも踏まえたものとはなっていない。」→「…必ずしも踏まえたものとはなっていない点もある。」 池野委員</p>	<p>表現を正確にするため。</p>
	<p>追加</p> <p>「…意見を提示することとした。」の後に「原案の見直しを求める。」を追加。 佐藤委員</p>	<p>意見の範疇に入る。</p>
	<p>追加</p> <p>第3段落「…委員が十分に…とは言えない。」→「…委員全員が十分に…とは言えない。」 水山委員</p>	
	<p>削除</p> <p>第2段落「しかし、「原案」はこれまで…踏まえたものとはなっていない。」を削除。 川崎委員</p>	<p>第1次、第2次委員会で積み重ねてきた議論等については、今回審議を十分していない。議論をした内容に絞るべきである。</p>
	<p>削除</p> <p>本文の第2段落から第3段落を削除する。 第4段落冒頭の「このようなことから」を削除すべき。 寶委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画基礎案を踏まえて出されたものが計画原案であると理解している。 ・審議参考資料として提出されたものなど、つぶさに読むと分かりやすいものが多数作成されており、河川管理者の説明の努力は評価できる。それらについて説明をきちんと受ける時間を委員会中ではとれず、埋もれてしまっている。 ・文章の接続の観点からも、第2段落「…とはなっていない」、第3段落「また、とは言えない。」を受けて、第4段落「このようなことから、…尽くされたたとは言えないが」という文書の続き方がおかしい。
<p>[意見]</p> <p>委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。</p>	<p>修正</p> <p>「委員会は、以下に述べる意見及び提言を答申する。」へ修正。 池野委員</p>	<p>委員会の役割は原案に対する意見等を答申することである。</p>
	<p>修正</p> <p>「委員会は、以下…再提示されるよう求める。」→「委員会は以下のような意見を併記するので、これらの意見を政策決定に十分反映するように求める。」へ修正。 川崎委員</p>	<p>管理者は、困難な課題や具体的な修正意見を求めているであって、委員会に最提示を求める権限はない。今回、委員によって議論の結論が分かれている部分があり、委員全員の考え方を無理に一つにまとめる必要はないと考える。</p>
	<p>修正</p> <p>「…「原案」を見直し、再提示されるよう求める。」→「…「原案」を見直されることを希望する。」 水山委員</p>	<p>現在示されている原案に対して意見を言うのが現在の委員会の仕事。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
	削除 全て削除。河田委員	再提示を求める必要はない。委員は原案に対して専門家として意見をのべることである。
	削除 全て削除。佐藤委員	原案に対して審議し、意見を集約して報告することが当委員会に委ねられた使命である。再提出を求めることを意見とするのは意見の拡大解釈とならないか。また、再再提出を求めることになりかねず、合意なき平行線となろう。意見書は意見書として評価を得るべきである。
	削除 削除する。寶委員	12月までに意見を提出するというで委員に就任した。その後4か月追加期間がありより理解を深めることができた。この8ヵ月の間において、各委員は少なくとも自分の専門分野における意見を述べることはできるはずであり、それを意見集としてでも出したらよい。十分に審議ができていない項目については至急、意見を追加して提出すべきと考える。
<p>1. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方</p> <p>・「原案」には、「計画の内容についてはPlan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。」と記述されており、委員会はこのことを評価する。</p>		
<p>・この考え方に基づき、各施策について目標を明確にし、具体的な行動計画や評価の仕方を示すことを求める。</p>	修正 第2段落：修正文案「PDCA サイクルを試行できる施策について、具体例の提示が望まれる。」 寶委員	PDCA サイクルを試行的に適用できる施策は何か、委員会では議論・提案できるまでには至らなかった。
	追加 第2段落「・この考え方に基づき、」の後に「計画策定後可能な限り早く、」を追加。 池野委員	実施時期の明確化のため。
	削除 第2段落「・この考えに基づき、・・・・求める。」を削除する。 河田委員	目標があるから計画が立てられるのであり、具体的な行動計画は河川整備計画には含まず、次の段階の仕事であり、評価の仕方は評価する側が示すものである。

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>2. 環境・治水・利水についての総合的な検討</p> <p>・整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」(「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」という基本的な考え方を示している。</p>		
<p>・また、整備局が、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」としていることについて、委員会も認識を同じくしている。</p>		
<p>・このような考え方にに基づき、整備局が琵琶湖の水位低下の環境影響軽減のための調査・試行や河川の縦・横断方向の連続性の回復等、様々な施策を実施していることは評価できる。</p>	<p>削除 第3段落「…河川の縦・横断方向の連続性の回復…」の「縦」削除。村上委員</p>	<p>以下の論旨からは、縦方向の連続性を阻害するダム対策については評価できないことになる。</p>
<p>・しかし、ダム建設については、治水・利水面から先行的に計画が検討され、その上でダムが建設された場合の環境への影響についての検討が行われ、環境への影響は「小さい」あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけており、上記の考え方が十分に反映されているとはいえない。</p>	<p>修正 第4段落「…環境への影響は…反映されているとはいえない。」を以下へ修正。「…環境への影響は「小さい」あるいは「影響は回避、低減される」と専門家は評価してきた。」と文章を変更する。河田委員</p>	<p>河川事業者は専門家の意見を示したに過ぎない。</p>
	<p>追加 第4段落「・しかし」の後に「河川の流下方向の連続性を阻害し、河川環境に最も甚大な影響を及ぼす」を追加。村上委員</p>	<p>ダムは、他の人為的干渉にも増して、河川環境に重要な影響を及ぼすことを明記すべきであるとする。</p>
	<p>削除 第4段落「しかし、ダム建設については…反映されているとはいえない。」を削除。池野委員</p>	<p>計画手順として治水・利水面からの先行的に検討せざるを得ない。また認識は抱きつつも現時点での知見で判断せざるを得ない。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
	<p>削除または修正 第4段落「しかし、ダム建設については・・・反映されているとはいえない。」 →削除または「今後の影響評価への改善点として、影響評価の検討結果のレビューを踏まえ、改善点については委員会での今後の検討事項である。」へ修正。川崎委員</p>	<p>ダム以外の計画検討が行われていなかったかどうか事実が間違っていたら、問題である。管理者に事実を確認すべき。環境影響評価の検討が事業実施段階で行われていた場合には、通常適切な対応であり、治水利水の先行的な計画とは断言できない。また、実際に行われた影響評価の専門委員会などの検討結果を審議し、それが十分であったかどうかを検討する、あるいは当委員会の中で環境評価への具体的改善事項の提案がない限り、不十分であったかどうかの言及はできない。</p>
	<p>削除 第4段落を削除。寶委員</p>	<p>事業推進中のダムについて、関連委員会を設けてかなりの検討がなされている事実がある。委員会ではそれについて議論も評価もほとんどしていない。</p>
	<p>削除 第4段落「・しかし、ダム建設については・・・反映されているとはいえない。」を削除。水山委員</p>	<p>それなりに反映されている。</p>
<p>・治水、利水に比べて環境に係わるデータの蓄積が乏しいとはいうものの、かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で、環境・治水・利水を総合的に検討することを求める。</p>	<p>削除 第5段落「治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で、」を削除。河田委員</p>	<p>根本的に転換するというのがどういう内容かが不明である。</p>
	<p>削除 第5段落を削除。寶委員</p>	<p>2頁の最下行「根本的に転換する」が、意味不明である。これの意味をはっきりさせない限りこの段ら君存在の意義がない。</p>
<p>3. 洪水対策</p> <p>・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると大規模に掘削する桂川において計画高水位(以下、「H-W-L」と呼ぶ。)超過延長は改善されるものの、対象河川(宇治川52.4km、木津川32.4km、桂川18.8kmから淀川河口まで)全区間延長にしろH-W-L超過延長は、現状と整備後とでほとんど変わらず、越水延長の割合も、若干低下するが、大きく改善されることはない。</p>	<p>修正 第1段落・第2段落を以下に修正 ・流域の人口、資産の集積を見るとき、現状、流域全体の治水安全度は低いと言わざるを得ない。 ・水系全体としてバランスを保ちながら、戦後最大降雨に対応させる整備施策については評価できる。 ・しかし気候変動の幅が増しつあることを考えるとき、整備後でも計画目標を超える様々な規模の洪水が発生した場合、堤防決壊の危険性は大きい。 ・したがって堤防天端までの補強の実施と、耐越水堤防への強化対策の技術的な検討を早急に行い、試験的にでも効果が発揮できる工法の実施に努めることを求める。池野委員</p>	<p>計画目標と超過外力との区分をする。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>対象河川(宇治川52.4km、木津川32.4km、桂川18.8kmから淀川河口まで)全区間でHWLを超える延長の割合は、実績洪水の場合約15%から約9%、1.5倍の洪水の場合約88%から約91%、2倍の洪水の場合約93%から約95%になる。また、越水延長の割合は、実績洪水の場合約4%から約2%、同1.5倍の洪水の場合約25%から約20%、同2倍の洪水の場合約39%から約36%になる。</p>	<p>修正 第1段落「淀川、宇治川、・・・、大きく改善されることはない。」を以下へ修正。 「淀川、宇治川、・・・・一定の効果が認められるが、効果の評価については議論が分かるところでもあり、さらに改善の方向へ向けて委員会では審議を継続したい」川崎委員</p>	<p>整備計画の目標としている洪水は概ね計画高水位を下回る計画であるので、その意味での一定の効果は認められる。より改善する方向で委員会は検討すべき。</p>
	<p>修正 第1段落「・・・とを比較すると・・・大きく改善されることはない。」を以下へ修正。 「・・・とを比較すると、後者ではいずれの河道においても計画高水位を超えることはない。」河田委員</p>	<p>この部分の指摘は間違っている。</p>
	<p>修正 第1段落を以下に修正。 ・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に整備計画で想定する戦後最大規模の洪水が発生した場合、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、中上流部において治水効果は大きい。また、下流部においても治水安全度を下げないよう「上下流バランス」が保たれている。 ・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に戦後最大規模の洪水の1.5倍(1,650年確率)、2倍(37,000年確率)のような超過洪水が発生した場合でも、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると大規模に掘削する桂川において計画高水位(以下、「HWL(ハイウォーターレベル)」と呼ぶ。)超過延長は改善される。 ・このような大規模な超過洪水の場合、対象河川(宇治川52.4km、木津川32.4km、桂川18.8kmから淀川河口まで)全区間延長にしめるHWL超過延長は、現状と整備後とでほとんど変わらず、越水延長の割合も、若干低下するが、大きく改善されることはないので、特に重要な河川区間については、通常規格以上の堤防(例えば、越水対策を強化した堤防(いわゆる耐越水堤防)やスーパー堤防など)の整備を検討されたい。寶委員</p>	<p>「様々な規模の洪水」を基本方針で考慮する計画規模までのものと超過洪水に相当するものをはっきり仕分けして記述すべきである。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>・このことから、HWL以上の堤防強化および越水対策強化が行われなければ、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。</p>	<p>修正 第2段落「…このことから、HWL以上の…求める。」という指摘を書き換える必要がある。残す部分は「堤防の HWL 以上の強化および…を実施することを求める。」となる。 河田委員</p> <p>修正 第2段落「…HWL以上の強化…実施することを求める。」→「HWL以上の堤防強化策および耐越水堤防の検討を急ぎ、実施に移すことが望まれる。」 水山委員</p> <p>削除 第2段落を削除。 この部分の趣旨は、上記項目 No. 6 の3つ目の修正案に反映した。 寶委員</p>	<p>この文の前提となる指摘が間違っているから、この文章も書き直す必要がある。</p> <p>具体的な工法がはっきりしない状態で実施しろとは言えない。</p> <p>・「様々な規模の洪水」を基本方針で考慮する計画規模までのものと超過洪水に相当するものとははっきり仕分けして記述すべきである。 ・意見(案)で言っている『HWL以上の堤防強化』は、河川砂防技術基準(案)(平成9年改訂版)に「完成堤防」として既に記述されており、本来河川管理者が満たすべき基準である。何らかの事情によって「暫定堤防」になっている河川区間は、今回の整備計画で HWL 以上の堤防強化(すなわち、完成堤防)を目指すべきものである。 ・耐越水堤防(これは超過洪水対策である)への強化対策の実施については、上記項目 No. 6 の3つ目の修正案に反映した。</p>
<p>・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むための具体的な計画を示すことを求める。</p>	<p>修正 第3段落「住民の生命を……計画を示すことを求める」を以下へ修正。 「住民の生命を……計画を委員会では検討したい。その場合、事業費を算定するためには、これまで管理者からも言及されてきた課題、堤防工法の確立、土地利用の可能性、計画高水位を上げることの不確実性、橋梁の付け替え、支線整備など多くの困難な課題が山積している。遊水池や河川改修、ダムなどの比較検討は資料も示されてきたので、これらの具体的な解決を行い、代替案として位置づけるまでの目標年次を設定し、代替案選定までの計画の PDCA を確立するよう審議が必要である。」 川崎委員</p>	<p>計画を示すには、管理者は課題が多くこれまでも言及している。その意味で専門的知見が求められている。ダムの流量低減を担保する堤防を中心とした代替案について、委員会としても課題を明記し、目標年次を設定し、実施への道筋を示唆するように記載すべきである。(これが確立しないと絵に描いた餅に終わる)</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
	<p>修正 第3段落を以下に修正。 ・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。 ・はそのままが良い。後半部分を以下のように書き換える。 ・修正案： ・・超過洪水対策としての耐越水堤防への強化対策を行う候補地があれば明らかにし、その事業費を明示した上で、流域対応等他の対策との組み合わせを勘案して、優先度の検討を行われたい。寶委員</p>	<p>・この前半部分は、超過洪水対策に関わる記述であり、原案の「危機管理体制の構築」に記述されている。 ・後半部分は、『堤防のHWL以上の強化』は、上記のように標準規格なので言及する必要はない。</p>
	<p>削除 第3段落「堤防のHWL以上の強化・・・優先度の検討を行い、」を削除。池野委員</p>	<p>工法等が未確定であり、事業費比較は困難である。</p>
	<p>削除 第3段落「回避」を削除。池野委員</p>	<p>軽減は出来ても、回避は出来ない。</p>
	<p>削除 第3段落「住民の生命を・・・示すことを求める。」を削除。水山委員</p>	<p>流域対応には法整備が必要では？現在の河川整備計画に対して言う事ではない。</p>
<p>4. 水需要管理</p> <p>・整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。</p>		
<p>・整備局は水需要管理の具体的施策として、水需要の抑制、水利権の精査・見直しと用途転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを掲げており、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保という具体的な課題において、これらの施策に積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>削除 第2段落「川上ダムに係わる三重県・・・具体的な課題において、」を削除。池野委員</p>	<p>例示は一箇所にすべき。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>・但し、水需要管理においては、地域ごとの生活、歴史や文化を尊重したきめ細やかな対応が重要であることから、既存施設の維持・有効利用も含めて、「原案」で示された「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保等について、整備局が積極的に調整することを求める。</p>	<p>修正 第3段落「丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、」→「丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保等についても、」 池野委員</p>	<p>具体的な課題の例示である。</p>
<p>5. ダム</p> <p>(1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発</p> <p>・大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は一体として、宇治川、淀川に対して流量低減を行うものの、淀川において整備局が検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で、大戸川ダムがない場合にもっとも高くHWLを超過するのは淀川13.2km地点で、超過高は17cmである。大戸川ダムがあると水位を19cm下げ、HWLから2cm水位を下げるができるが、この大戸川ダムによる水位低下高は、計算誤差の範囲であり極めて小さい。洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。</p>	<p>修正 第1段落～第4段落を以下に修正。 (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発 ・大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は淀川水系河川整備方針に示す5,000m³/Sの洪水調節の一環を担うものである。 ・大戸川ダムはダム直下の大戸川流域に大きな治水効果を発揮するとともに、淀川下流部においても全川に亘る水位低下の効果を早期に発揮する。 ・計画規模洪水による33パターンもの妥当性の検証においても、全てHWL以下にするという計画目標を達成している。 ・しかし、いかなる洪水に対しても壊滅的な被害を軽減する観点から、避難体制の整備など流域対策に加え、堤防強化・河川改修・ダムなど総合的に取り組むべきである。 ・以上のことから、ダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当であると判断する。 池野委員</p> <p>修正 第1段落「水位低下は、計算誤差の範囲であり、極めて小さい」→「水位低下は、計画高水位以下で目標とする洪水を流下させる、また、川幅の広く延長の長い淀川の流量の低減には一定の効果がある。」 川崎委員</p> <p>修正 第1段落「・・・水位を下げるができるが、この大戸川・・・小さい。」を「・・・水位を下げるができる。」と修正。 河田委員</p>	<p>治水効果に対する見解の相違</p> <p>誤差であることの根拠が不明。流量効果はある。</p> <p>計算誤差の範囲という指摘は間違っている。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
	<p>修正 第1段落を以下に修正。 『計算誤差の範囲であり極めて小さい』という表現は別紙に示すように適切ではない。この部分を以下のように改める。 修正案： 数百 m³/s に相当し、これが宇治川（基本方針で 1500 m³/s）から流れ下ってくることを考えると決して小さいとは言えない。寶委員</p>	<p>別紙：「計算誤差」について、を参照されたい。 淀川枚方地の数値の比率のみで考えてはいけない。数百 m³/s という流量の絶対値は決して小さいとは言えない。</p>
	<p>削除 第1段落「・大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は…計算誤差の範囲であり極めて小さい」、第2段落「また、計画規模洪水を…極めて限定的である。」を削除。水山委員</p>	<p>河川管理者の説明も枚方にこだわっていて分かりにくい が、批判は不適当</p>
<p>・また、計画規模洪水をHWL以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、大戸川ダムによって水位をHWL以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で2パターンである。さらにこの2つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることができなくなることから、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発によって洪水位をHWL以下に低下させる洪水は極めて限定的である。</p>	<p>修正 第2段落「また計画洪水位を…極めて限定的である。」 →「また、計画洪水位を…限定的である。しかしながら、計画規模の洪水を淀川本川では計画高水位以下で流下させるためには、生命の危機に関わる一つの洪水でも超過させることはできないので、河川管理上の基準に照らして整備案を代替案として位置づけることができる。また、超過洪水対策への取り組みも計画に位置づけることも重要である。」川崎委員</p>	<p>寶委員の意見解説（76回委員会参考資料1）によって、代替案の位置づけが確認できる。8000m³/sを超える豪雨はより少ないこと、計画基準の設定を明確にすることは河川管理上重要である。ここは議論が分かれる所でもあり、異なった意見を併記する方がよいかもしれない。</p>
	<p>修正 第2段落「…後において、計画規模を数パーセント…極めて限定的である。」の記述の目的が正確でないので「…後において、大戸川ダム及び…洪水は限定的であるが、安全基準を満たさなければならない。」と書き換える。河田委員</p>	<p>安全基準を犯すようなことは許されない。</p>
	<p>削除 第2段落を削除。寶委員</p>	<p>・33洪水のうち一つでも基準（HWL）を超えてはいけない。このことは、前回（4月9日）の委員会において例示した耐震基準を守ることと同じである。また、同じく前回（4月9日）の委員会において指摘したように、この33パターンのうち、淀川本川で考えるべきものとしては実質7パターンであり、そのうちの2パターンであるから決してパターン数からして限定的と言うべ</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
		<p>きものではないし、そう言う必要もない。繰り返しになるが、基準を超過する洪水は33分のゼロ、あるいは、7分のゼロでなければならない。</p> <p>・『計画規模を数パーセント超える洪水』は超過洪水であり、これについては、超過洪水対策として上の項目 No. 6～8 に示したような記述で十分である。</p> <p>・ダム直下から下流まで長い区間にわたって、水位や流量を低下させる効果があることは、誰もが認めているので、また、流量や水位の低下のみならず、洪水ピークを時間的にずらせる、複数ダムでの統合的な洪水調節操作といった堤防だけではできない効果も発揮できるので、ことさらに『極めて限定的』という言葉を使う理由がわからない。</p>
<p>・ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。</p>	<p>修正 第3段落「ダムの必要性……現時点においては不十分である」 →「ダムの必要性……現時点においては大きな課題があり、見通しが立っていない。これらの具体的な解決を行い、代替案として位置づけるまでの目標年次を設定し、代替案選定までの計画のPDCAを明確にするよう専門的な検討審議が必要である。」川崎委員</p> <p>修正 第3段落を削除し、次の文章とする。「桂川の河道掘削に伴う下流の流量増加を阻止するために、ダムによる流量削減は必須となっており、これを補完する堤防強化や耐越水性の向上を目指した事業を実施する必要がある。」河田委員</p> <p>削除 第3段落を削除。寶委員</p> <p>削除 第3段落「・ダムの必要性や緊急性……現時点においては不十分である。」を削除。水山委員</p>	<p>ダム整備案の必要性の議論は、堤防強化代替案の相対的なものとして位置づけられるので、堤防強化を対象とした代替案の確立までの検討期間や達成目標を具体的に定める検討審議が必要。</p> <p>ダムは即効性が最も高く、かつ所要の効果を明確に実現できるので洪水制御手段としては最も信頼できる。</p> <p>『堤防のHWL以上の強化』は、整備計画の範囲内で行うべき事項。超過洪水対策については、上記項目 No. 8 のように言及しているので、ここでは不要。</p> <p>流域対応は要求しても法整備がないと実行できないのではないかと整備計画の議論として不適當</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>・以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。</p>	<p>修正 第4段落「以上のことから、……適切でない」と判断する。」 →「以上のことから、現時点で一定の治水効果を果たすダム整備は技術的、実現可能な代替案として位置づけられるが、環境負荷の低減を改善した案をめざすべきである。さらに、堤防強化を主体とした別の代替案が確立した段階で、複数代替案の評価選定を行うことが重要である。それらの実現のための専門的知見を集約し、計画スキームを迅速に検討することは管理者のみならず委員会の責務でもある」川崎委員</p> <p>修正 第4段落「・以上のことから……適切と判断する。」と書き換える。河田委員</p> <p>削除または削除 第4段落を削除。または、次のような文章に置き換える。 ・ダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適当であると判断する。寶委員</p> <p>削除 第4段落「・以上のことから、現時点において……適切でない」と判断する。」を削除。水山委員</p>	<p>実現可能な一つの代替案としてダム整備は、位置づけられる。</p> <p>ダムの効果は明白であるから必要である。</p> <p>ダムを建設することにより、流量や水位の低下のみならず、洪水ピークを時間的にずらせる、複数ダムでの統合的な洪水調節操作が可能といった堤防ではできない効果も発揮できるので、こうした観点から現在事業実施中のダムは建設すべきであると言える。</p> <p>そうは判断しない。洪水調節にダムは現状では有効な手段である。</p>
<p>・なお、天ヶ瀬ダム再開発については、琵琶湖後期放流量を増大させるという目的があるが、このことについては、宇治川の流下能力を1500m³/sにすることに伴う環境や景観に及ぼす影響等を含めて、今後審議する。</p>	<p>削除 最終段落「・なお、天ヶ瀬ダム……今後審議する。」を削除。川崎委員</p>	<p>この景観の問題については、今回取り上げるかどうかは議論していないものと思われる。また、前委員会においても、別途専門委員会で検討する、また、すでに破壊されているので問題ないとの委員長意見にて審議はしていないと記憶している。</p>
<p>(2) 川上ダム</p> <p>・川上ダムは、木津川下流、淀川に対して、流量低減を行うものの、その低減量は、戦後最大洪水に対して、上野地区の河道改修および上野遊水地周囲堤締め切りによる流量増200m³/s(八幡地点でのHWL超過高は16cm)であり、計算誤差の範囲であり極めて小さい。洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。</p>	<p>修正 第1段落～第4段落を以下に修正 (2) 川上ダム ・川上ダムも淀川水系河川整備方針に示す5,000m³/sの洪水調節の一環を担うものである。 ・川上ダムは上野地域に大きな治水効果を発揮するとともに、木津川下流部および淀川下流部においても全川に亘る水位低下の効果を早期に発揮する。 ・計画規模洪水による33パターンもの妥当性の検証において</p>	<p>治水効果に対する見解の相違</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>また淀川に対しては、整備局が検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で、川上ダムがない場合にもっとも高くHWLを超過するのは淀川13.2km地点で、超過高は18cmである。川上ダムがあると水位を20cm下げ、HWLから2cm水位を下げるができるが、計算誤差の範囲であり極めて小さい。この川上ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。</p>	<p>も、全てHWL以下にするという計画目標を達成している。 ・しかし、いかなる洪水に対しても壊滅的な被害を軽減する観点から、避難体制の整備など流域対策に加え、堤防強化・河川改修・ダムなど総合的に取り組むべきである。池野委員</p> <p>修正 第1段落「水位低下は、計算誤差の範囲であり、極めて小さい」→「水位低下は、計画高水位以下で目標とする洪水を流下させる、また、川幅の広く延長の長い淀川の流量の低減には一定の効果がある。」川崎委員</p> <p>修正 第1段落（2）川上ダムの記述も大戸川ダムの場合と同様のことが指摘できる。これは、第7段や5ページの第2段についても同様である。河田委員</p> <p>修正 第1段落を以下へ修正。 ・川上ダムは、木津川下流、淀川に対して、流量低減を行い、その低減量は、戦後最大洪水に対して、上野地区の河道改修および上野遊水地周囲堤締め切りによる流量増 200m³/s(八幡地点でのHWL超過高は16cm)である。また淀川に対しては、整備局が検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で、川上ダムがない場合にもっとも高くHWLを超過するのは淀川13.2km地点で、超過高は18cmである。川上ダムがあると水位を20cm下げ、HWLから2cm水位を下げるができる。寶委員</p> <p>削除 第1段落「・川上ダムは・・・計算誤差の範囲であり極めて小さい。」を削除。水山委員</p>	<p>誤差であることの根拠が不明。流量効果はある。</p> <p>計算誤差の範囲という指摘は間違っているし、安全基準を犯してはならない。</p> <p>・別紙：「計算誤差」について、を参照されたい。 ・淀川枚方地の数値の比率のみで考えてはいけない。200や数百 m³/s という流量の絶対値は、流れ下ってくるものの上流区間では決して小さいとは言えない。 ・左のように解析結果の事実だけ述べればよい。</p> <p>それなりに効果はある</p>
<p>・また計画規模洪水をHWL以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、川上ダムによって水位をHWL以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた33パターンの計画規模洪水の中で2パターンである。さらにこの2つの洪水パターンであっても、計画規模を数パーセント超えるとHWL以下に水位を低下させることができなくなることから、川上ダムによって洪水位をHWL以下に</p>	<p>修正 第2段落「また計画洪水位を・・・極めて限定的である。」→「また、計画洪水位を・・・限定的である。しかしながら、計画規模の洪水を淀川本川では計画高水位以下で流下させるためには、生命の危機に関わる一つの洪水でも超過させることはできないので、河川管理上の基準に照らして整備案を代替案として位置づけることができる。」</p>	<p>寶委員の意見解説（76回委員会参考資料1）によって、代替案の位置づけが確認できる。8000m³/sを超える豪雨はより少ないこと、計画基準の設定を明確にすることは河川管理上重要である。ここは議論が分かれる所でもあり、異なった意見を併記する方がよいかもしれない。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>低下させる洪水は極めて限定的である。</p>	<p>また、超過洪水対策への取り組みも計画に位置づけることも重要である。」川崎委員</p>	<p>・33洪水のうち一つでも基準(HWL)を超えてはいけない。このことは、前回(4月9日)の委員会において例示した耐震基準を守ることと同じである。また、同じく前回(4月9日)の委員会において指摘したように、この33パターンのうち、淀川本川で考えるべきものとしては実質7パターンであり、そのうちの2パターンであるから決してパターン数からして限定的と言うべきものではないし、そう言う必要もない。繰り返しになるが、基準を超過する洪水は33分のゼロ、あるいは、7分のゼロでなければならない。</p> <p>・『計画規模を数パーセント超える洪水』は超過洪水であり、これについては、超過洪水対策として上の項目 No.6~8 に示したような記述で十分である。</p> <p>・ダム直下から下流まで長い区間にわたって、水位や流量を低下させる効果がある(特に直下の上野地区の浸水対策としてダムは極めて有効な方法である)ことは、誰もが認めているので、また、流量や水位の低下のみならず、洪水ピークを時間的にずらせる、複数ダムでの統合的な洪水調節操作といった堤防だけではできない効果も発揮できるので、ことさらに『極めて限定的』という言葉を使う理由がわからない。</p>
	<p>削除 第2段落を削除。寶委員</p>	
<p>・上野遊水地の機能をより有効に発揮させるため、越流構造についてさらに検討する必要がある。</p>	<p>削除 第2段落「・また計画規模洪水を HWL 以下で流下させる・・・極めて限定的である。」を削除。水山委員</p>	<p>それなりに効果はある。</p>
<p>・ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。</p>	<p>修正 第4段落「ダムの必要性・・・現時点においては不十分である」 →「ダムの必要性・・・現時点においては大きな課題があり、見通しが立っていない。これらの具体的な解決を行い、代替案として位置づけるまでの目標年次を設定し、</p>	<p>ダム整備案の必要性の議論は、堤防強化代替案の相対的なものとして位置づけられるので、堤防強化を対象とした代替案の確立までの検討期間や達成目標を具体的に定める検討審議が必要。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
	代替案選定までの計画のPDCA を明確にするよう専門的な検討審議が必要である。」川崎委員	
	削除 第4段落を削除。寶委員	『堤防のHWL以上の強化』は、整備計画の範囲内で行うべき事項。超過洪水対策については、上記項目No. 8のように言及しているので、ここでは不要。
	削除 第4段落「・ダムの必要性や緊急性を…現時点においては不十分である。」を削除。水山委員	流域対応は要求しても法整備がないと実行できないのではないか。整備計画の議論として不適当。
・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通(青蓮寺ダムからの導水)について利水者と調整する余地があると考えられるので、「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、整備局が積極的に調整することを求める。	削除 第5段落「新規水需要について、」の後「大阪市から…からの導水について」を削除。池野委員	固有名詞は避けたほうが良い
	削除 第5段落を削除。あるいは、伊賀市が治水・利水の両面から川上ダムを必要としているということ(新聞記事による)が事実であれば、それに触れるべき。寶委員	・委員長、副委員長が、大阪市長、伊賀市長と面談された努力は有り難いことであったが、その後、両者間での水融通は難しいようである。 ・地元の意見を意見(案)にどう反映するのか。
・ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があると考えられるので、「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、整備局が積極的に調整することを求める。		
・水質等の環境影響予測や希少種の保護対策等について、整備局は専門家機関を設置して検討し、致命的な環境悪化にはならないとしているが、水質等の環境影響予測は未だ満足なレベルに達しておらず、また希少種の保護対策も効果が保証されているわけではなく、さらなる 継続的な 調査・検討が必要である。	修正 第7段落「…わけではなく、さらなる調査・検討が必要である。」→「けではない。具体的なダム計画策定時にさらなる調査・検討が必要である。」へ修正。池野委員	
	修正 第7段落「…さらなる調査・検討が必要である。」を「…継続的な調査・検討が必要である。」と修正。河田委員	長期的に調査する必要があることを強調している。
	削除 第7段落「・水質等の環境影響予測や…さらなる調査・検討が必要である。」を削除。水山委員	さらなる調査・検討は行うことになるであろうが、満足なレベルは個人による。
	その他 第7段落については、環境分野の委員の先生方の御意見を拝聴したい。寶委員	前回委員会(第76回4月9日)参考資料1の委員からの意見No.25の025-2/5～3/5頁に示したように、川上ダム自然環境保全委員会が6回、川上ダム希少猛禽類保全検討会が7回、川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会が12回、それぞれ審議を繰り返している。

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>・以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。</p>	<p>修正 最終段落を以下に修正。「・以上のことから、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当である。」池野委員</p>	
	<p>修正 最終段落「以上のことから、……適切でない」と判断する。」 →「以上のことから、現時点で一定の治水効果を果たすダム整備は技術的、実現可能な代替案として位置づけられるが、環境負荷の低減を改善した案をめざすべきである。さらに、堤防強化を主体とした別の代替案が確立した段階で、複数代替案の評価選定を行うことが重要である。それらの実現のための専門的知見を集約し、計画スキームを迅速に検討することは管理者のみならず委員会の責務でもある」川崎委員</p>	<p>実現可能な一つの代替案としてダム整備は、位置づけられる。</p>
	<p>修正 最終段落「・以上のことから……適切と判断する。」と書き換える。河田委員</p>	<p>ダムの効果は明白であるから必要である。</p>
	<p>削除 最終段落を削除。または、次のような記述に置き換える。 ・ダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適当であると判断する。寶委員</p>	<p>ダムを建設することにより、上野地区の浸水対策への大きな効果および利水需要がある（伊賀市はダム建設を要望していると聞く）のみならず、中下流部においても流量や水位の低下の効果は長い河川区間において大きい。また、洪水ピークを時間的にずらせる、複数ダムでの統合的な洪水調節操作が可能といった堤防ではできない効果も発揮できるので、こうした観点から現在事業実施中のダムは建設すべきであると言える。</p>
	<p>削除 最終段落「・以上のことから、現時点において……適切でない」と判断する。」を削除。水山委員</p>	<p>洪水調節にダムは現状では有効な手段である。</p>
<p>(3) 丹生ダム</p> <p>・姉川・高時川の洪水対策は緊急性があるが、ダム規模や運用方法が明らかになっておらず、速やかにダムの必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行う必要がある。</p>	<p>修正 第1段落を以下に修正。 ・異常渇水対策に加えて、地球温暖化に対する緩和策としての異常流況対策（渇水に加えて洪水も）として、丹生ダムに容量を確保することを早急に検討されたい。寶委員</p>	<p>気候変動対策を全国に先駆けて具体化してほしい。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>・原案では、異常渇水対策容量を丹生ダムあるいは琵琶湖に確保しようとしているが、異常渇水対策容量の確保については、整備局の説明では琵琶湖の水位を「マイナス1.5m以下には水位低下をさせない」としているが、琵琶湖総合開発事業における関係者の申し合わせでは、異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス1.5mから補償対象水位マイナス2.0mまでの取り扱いについては、関係府県知事の意見を徴し、建設大臣がこれを決定することとなっており、整備局の説明と申し合わせの整合性が不明確である。</p> <p>また、仮に「マイナス1.5m以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、水需要抑制、取水制限と維持流量の削減による対応の可能性がある。</p> <p>さらに、異常渇水対策の対象規模をどのように設定するのが適切かについても検討する必要がある。</p>	<p>修正 第2段落「…前提としても、取水制限と維持流量の削減による対応の可能性ある。」に「水需要抑制」を加えて次のように修正する。 →「…前提としても、水需要抑制、取水制限及び維持流量の削減による対応の可能性ある。」 千代延委員</p>	<p>・6月16日の琵琶湖水位－20cmから毎日平均1.5cm水位が下がるとして、－90cmになるまでに47日かかる。上水、工水(平成13年で60数m³/s)を10%、47日間水需要抑制する効果は、水量にして24百万m³である。 (60m³/s×0.1×86400×47≒24百万m³)</p> <p>・丹生ダムの異常渇水対策容量4050万m³の60%であるが、維持流量のわずかな削減上乘せとあわせれば、有力な異常渇水対策容量確保の代替案になりうる。</p> <p>・なお、平成18年度では、上記上水、工水の少なくとも5%は抑制が実現しているはずである。あと5%の抑制を、明確な目標を掲げて関係者が本気で取組めば、10年程度で実現することは十分可能と思われる。</p>
<p>・以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではなく、できるだけ早期に具体的な計画案を提示することを求める。</p>	<p>修正 第3段落を以下に修正。 ・ダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけるとともに、治水のみならず異常渇水対策を含む異常流況対策を検討することは適切であるので、できるだけ早期に具体的な計画案を提示されたい。寶委員</p>	<p>ダムを建設することにより、直下流の洪水対策のみならず、洪水ピークを時間的にずらせる、丹生ダムの大きな貯水容量を琵琶湖流域や下流域をも含む統合的な水管理に活用可能といった効果も発揮できるので、こうした観点から現在事業実施中のダムは建設すべきであると言える。</p>
<p>(4) ダム全般について</p> <p>・河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということをこれまで整備局と委員会は共有してきた。また、個々のダム計画にはそれぞれの経緯があり、長年にわたって犠牲を強いられてきた水没地域をはじめ地元の住民の想いを厳粛に受け止めなければならないことは言うまでもない。</p>	<p>修正 第1段落「…しかしどうしても必要…」 →「…しかし人命の尊重から必要…」川崎委員</p>	<p>どうしてもその表現が曖昧なので、表現を修正。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
<p>・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局のこれまでの説明は、ダムがどうしても必要であることについて十分説得的な内容になっておらず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であり不十分である。</p>	<p>修正 第2段落・第3段落を以下に修正 ・HWLを越えることは、確実に破堤するとは言えないまでも、何時破堤してもおかしくない状態である。HWL以上の強化や耐越水堤防については、その安全性・確実性が確立されていない現状においては、計画対象洪水に対して一定の基準(HWL)以上に水位を上昇させないダムによる治水対策は、取りうる最善策である。 ・既に約30年前にダム実施計画調査に着手して以来事業を継続している経過を踏まえ、過去の堤防の嵩上げを繰り返してきたことを改め、水位を下げる施策を選択すべきであり、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当であると判断する。しかし説明不足の点もあり、更なる説明に努めるべきである。池野委員</p>	<p>施策選択の方向性から</p>
	<p>修正 第2段落・第3段落「しかし、・・・適切でない」と判断する」→「現時点で一定の治水効果を果たすダム整備は技術的、実現可能な代替案として位置づけられるが、環境負荷の低減をより改善した案をめざすべきである。さらに、堤防強化を主体とした代替案の確立へ向けて、技術的・計画的課題の分析や専門的知見を集約することが重要である。そして、代替案選定の目標年次を定めて、実現可能な計画スキームとして検討することは、管理者のみならず委員会の責務でもある。」川崎委員</p>	<p>適切でない」と判断する根拠が明確でない。ダム建設は、代替案の一つとして位置づけることには無理がない。治水効果を担保できる他の代替案が確立していないことから、早急に計画スキームを定める必要があることを記載する。</p>
	<p>修正 第2段落「・しかし、原案に・・・不十分である。」を以下へ修正。「原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダムは、必要であり、また竣工後は環境変化を継続的にモニタリングし、動態を把握しておく必要がある。」河田委員</p>	<p>ダムの効果は明白であるから必要である。</p>
	<p>削除または修正 第2段落を削除。または、次のように修正する。 修文案： ・原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についてその効果は明らかである。寶委員</p>	<p>・治水面で効果がある。環境面での委員会審議が不十分であり、この部分をどう記述するか要検討。</p>

意見(案)080311 版の修正案	修正文案	理由
	削除 第2段落「・しかし、原案に盛り込まれた…ダム建設を前提とした検討であり不十分である。」を削除。 水山委員	
・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切でないと判断する。 以上	削除 第3段落全部を削減する。 河田委員	不適切であるから。
	削除 第3段落を削除。 寶委員	上に述べたように、全く異なる意見を持っているので、前回委員会(第76回、4月9日)で述べたように、この2行が残るのであれば、異なる意見を持つ者として、筆者の意見を意見書に添付されたい。
	削除 第3段落「委員会は、現時点において…適切でないと判断する。」を削除。 水山委員	